

Web サイト制作委託約款 新旧対照表

変更前	変更後
<p>第 4 条 (納品・検収)</p> <p>(中略)</p> <p>5. 当社が本 Web サイトの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該瑕疵等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならないものとする。</p>	<p>第 4 条 (納品・検収)</p> <p>(中略)</p> <p>5. 当社が本 Web サイトの不合格通知を受領したときは、当社はお申込者と協議するとともに当該不一致等を修補し、再度、お申込者による検収を受けなければならないものとする。</p>
<p>第 7 条 (瑕疵担保責任)</p> <p>1. 第 4 条の検収によっても発見できなかった瑕疵が、本 Web サイトの納入後 1 ヶ月以内に発見された場合、お申込者は当社に対して瑕疵の修補の請求ができるものとする。</p> <p>2. 本 Web サイトの瑕疵が重大なため、お申込者が本契約について目的を達成できない場合は、お申込者は本契約を解除することができるものとする。</p> <p>3. 当社は、本 Web サイトの瑕疵が軽微であって、その修補に過分の費用を要す場合には、当該瑕疵の修補責任、損害賠償責任、及びその他の責任を負わないものとする。</p> <p>4. 前各項に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、当社は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>5. 当社は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の瑕疵担保責任を負わないものとする。</p>	<p>第 7 条 (契約不適合責任)</p> <p>1. 本 Web サイトの種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと (以下「<u>契約不適合</u>という。)が、本 Web サイトの納入後 1 ヶ月以内に発見された場合、お申込者は当社に対して本 Web サイトの修補の請求ができるものとする。</p> <p>2. 本 Web サイトの契約不適合が重大なため、お申込者が本契約について目的を達成できない場合は、お申込者は本契約を解除することができるものとする。</p> <p>3. 当社は、本 Web サイトの契約不適合が軽微であって、本 Web サイトの修補に過分の費用を要す場合には、修補責任、損害賠償責任、及びその他の責任を負わないものとする。</p> <p>4. 前各項に関わらずお申込者が当社の指定する動作環境を満たさない使用環境下で発生した不具合、及びお申込者がプログラムコードに手を加えた結果、発生した不具合については、当社は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>5. 当社は、本条に定めるもの以外に、本契約に関し一切の契約不適合責任を負わないものとする。</p>
<p>第 11 条 (第三者ソフトウェアの利用)</p> <p>1. 本 Web サイトを構成する一部として第三者ソフトウェア (フリーウェアを含む) が必要となる場合、お申込者は、その使用許諾条件に同意の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。</p> <p>2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの瑕疵、権利侵害等については、権利侵害又は瑕疵の存在を知らながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。</p>	<p>第 11 条 (第三者ソフトウェアの利用)</p> <p>1. 本 Web サイトを構成する一部として第三者ソフトウェア (フリーウェアを含む) が必要となる場合、お申込者は、その使用許諾条件に同意の上、当該第三者ソフトウェアを使用するものとする。</p> <p>2. 当社は、前項所定の第三者ソフトウェアの契約不適合、権利侵害等については、権利侵害又は契約不適合の存在を知らながら、もしくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、一切の責任を負わない。</p>
<p>第 12 条 (権利義務の譲渡禁止)</p> <p>お申込者及び当社は、当社の承諾なく本契約から生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。</p>	<p>第 12 条 (権利義務の譲渡禁止)</p> <p>お申込者及び当社は、当社の承諾なく本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者</p>

変更前	変更後
<p>第 18 条（無催告解除及び期限の利益喪失）</p> <p>1. お申込者又は当社相手方が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除し、又は役務の提供を一次停止することができる。なお、この場合でも違反をした相手方への損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>① 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき</p> <p>② 差押、<u>仮差押</u>、<u>仮処分</u>、強制執行、担保権の実行としての競売、<u>租税滞納処分</u>その他これらに準じる手続きが開始されたとき</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>に譲渡もしくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。</u></p> <p>第 18 条（無催告解除及び期限の利益喪失）</p> <p>1. お申込者又は当社相手方が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方への催告をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除し、又は役務の提供を一次停止することができる。なお、この場合でも違反をした相手方への損害賠償の請求を妨げない。</p> <p>① 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき</p> <p>② 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、<u>租税滞納処分</u>その他これらに準じる手続きが開始されたとき</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
<p style="text-align: right;">2017年12月15日 施行 2020年4月1日 改訂</p>	<p style="text-align: right;">スターティア株式会社 2017年12月15日 施行 2020年4月1日 改訂 <u>2021年4月29日 改訂</u></p>

以上